

一宮町都市計画図等統合型GIS導入業務委託評価基準表

一宮町都市計画図等統合型GIS導入業務委託企画提案書について、下記評価基準に基づき評価する。

1. 評価基準

【①書類評価項目】※応募者多数の場合は、本項目の得点の高い順に選定する。

評価項目	評価視点	重要度	配点	
企業の実績等	JIS Q 9001 (ISO9001:品質マネジメントシステム)、また、JIS Q 14001 (ISO14001:環境マネジメントシステム)、JIS Q 20000-1 (ISO/IEC20000-1:ITサービスマネジメントシステム)、の認証資格を取得していること。(様式2)	B	15	
	守秘義務及び情報セキュリティ等の観点より、JIS Q 27001 (ISO27001、ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム)、また、JIS Q 15001 (プライバシーマーク:個人情報セキュリティ)、JIS Q27017 (ISO/IEC27017:ISMSクラウドセキュリティマネジメントシステム)の認証資格を取得していること。(様式2)	B	15	
	一般財団法人全国地域情報推進協会 (APPLIC) の地理情報標準プラットフォーム標準仕様登録製品かどうか。(様式2)	C	10	
	企業規模、有資格者状況	企業において十分な有資格者がいるか。(様式2) ※技術者総数	C	10
	地域精通度、業務実績	過去に千葉県内の統合型GIS (LGWAN-ASP方式等) の導入実績があるか。(様式3)	B	15
過去に千葉県内の市民公開GISの導入実績があるか。(様式3)		B	15	
配置技術者の実績等	プロジェクト管理者の経験及び実績	プロジェクト管理者の経験、実績はどうか。(様式4)	C	10
	システム構築責任者の経験及び実績	システム構築責任者の経験及び実績はどうか。(様式4)	C	10
	業務実施体制の資格及び実績	本業務に配置する技術者の保有資格及び実績はどうか。(様式4)	C	10
価格	導入経費	見積金額はより安価かどうか。	A	20
機能	システム機能	操作、検索、入力、編集、印刷などの標準機能を具備し、十分な機能を有した優れたシステムか。(システム機能確認書別紙1、2) ※○:1点、△:0.5点、×:0点の合計点により配点	A	20
得点①			150	

【②プレゼンテーション評価項目】

評価項目	評価視点	重要度	配点	
提案内容	業務の実施方針	本業務内容を十分に理解して、基本方針を明確にしているか。	C	10
	実施フロー、作業工程表	工程及び工程内容が本業務内容を理解した上で適切に作成されているか。	C	10
	業務実施体制	業務役割について業務経験豊富で適切な技術者が配置されているか。	C	10
	データ作成	各種データの作成について、適切な手法をとっているか。	C	10
	システムの特徴	システムの特徴は、本町の課題解決・業務改善に対し、適しているか。	B	15
	システム構成	本町の実情を踏まえ、本業務の内容を十分に理解したシステム構成となっているか。	B	15
	システム操作研修	職員へのシステム操作研修やマニュアル作成等の教育内容は適しているか。	C	10
	システム運用保守	システムの運用保守について、内容等の妥当性はどうか。また、システム保守体制について、迅速な対応が期待できるか。	C	10
	情報セキュリティ方針	社内、本プロジェクトに関わる人員のセキュリティ確保に係る方針及びセキュリティ対策が提示されているか	C	10
	その他特記事項	本業務について、有益と考えられる独自提案はあるか。	A	20
取組方針	プレゼンテーション内容 (システムデモンストレーション含む)	本業務に対する理解度や熱意、コミュニケーション力はどうか。予備知識のない職員が支障なく利用できるような操作性に優れているか。	A	20
価格	運用・保守経費	参考見積金額の妥当性はどうか。	C	10
得点②			150	

得点② 150

評価点 300

2. 選考方法

- ① 応募者多数の場合は、書類評価項目の得点①の高い順にプレゼンテーション参加事業者を選定する。
- ② 書類評価項目の得点①(最高150点)にプレゼンテーション評価項目の各項目の選考委員(10名)の平均点(小数第一位を四捨五入)を合計した得点②(最高150点)を加えた評価点(最高300点)が最も高い者を優先交渉権とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合には、次に評価点が高い者から順に交渉を行う。
- ③ 最も高い評価点を獲得した提案者が複数ある場合は、重要度Aの評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い評価点を獲得した提案者を優先交渉権者として選考する。この場合においても提案者が複数となる場合には、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選考する。
- ④ 評価点の合計が全体6割未満である場合は、優先交渉権者としては選考しないものとする。